

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等に対する意見）

総務課

1 概 要

令和 7 年第 4 回沖縄県議会に知事が提出する議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和 7 年 6 月 9 日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第 7 条第 1 項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等の概要

(1) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- ① 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して任命権者が講ずべき措置等を定める。
- ② その他、所要の改正を行う。
- ③ この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- ④ この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

(2) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- ① 部分休業をすることができない職員の要件を改める。
- ② 現行の部分休業を第 1 号部分休業とし、新設する 1 年につき 10 日相当を超えない範囲内で職員が請求する部分休業を第 2 号部分休業とする。
- ③ 第 1 号又は第 2 号部分休業の請求を申し出る 1 年の期間について、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。
- ④ 選択した部分休業の形態を変更することができる場合の特別の事情を定める。
- ⑤ この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- ⑥ この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

令和7年第8回教育委員会会議 報告事項(2)

は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国及び他の都道府県の状況を考慮し、妊娠、出産等についての申出をした職員に対して任命権者が講ずべき措置を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して任命権者が講ずべき措置等を定める。
- 2 その他、所要の改正を行う。
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

1 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向確認等

任命権者は、職員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関して、次の事項を講じなければならない。

講じなければならない事項

①出生時又は育児期における仕事と育児との両立に資する制度等（育児短時間勤務、早出遅出勤務、休憩時間の変更等）の周知

②①の請求等に関する意向の確認

③職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項（始業・終業の時刻、勤務の場所、業務量の調整等）に関する意向の確認

※上記については、各任命権者において、子育てに関する休暇制度や子育てを応援する給付制度等の周知を行っているほか、人事異動における自己申告において、勤務場所の希望等を確認しているところ。

2 聴取した職員の意向についての配慮

任命権者は、1で聴取した職員の仕事と育児の両立に関する意向について、配慮しなければならない。

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条の5を第17条の6とする。

第17条の4第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の5とする。

第17条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の4 任命権者は、沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に

起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第17条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年6月 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

国及び他の都道府県の状況を考慮し、妊娠、出産等についての申出をした職員に対して任命権者が講ずべき措置を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

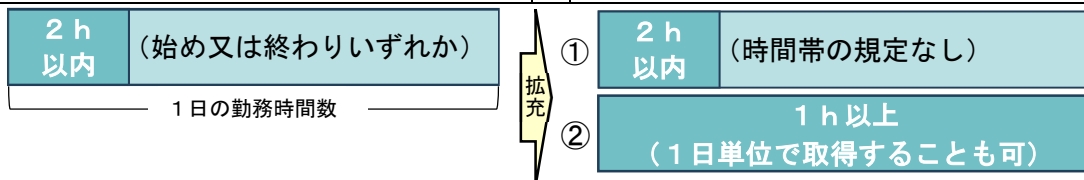
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことに伴い、部分休業の承認に係る規定を整備する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 部分休業をすることができない職員の要件を改める。
- 2 現行の部分休業を第1号部分休業とし、新設する1年につき10日相当を超えない範囲内で職員が請求する部分休業を第2号部分休業とする。
- 3 第1号又は第2号部分休業の請求を申し出る1年の期間について、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 4 選択した部分休業の形態を変更することができる場合の特別の事情を定める。
- 5 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】 下線部分が主な改正箇所

(現 行)		(改 正 後)	
○部分休業		①第1号部分休業	
範囲： <u>勤務時間の始め又は終わりの2時間以内/日</u> （非常勤職員は1日の勤務時間数から5時間45分を減じた時間数の内）		範囲：2時間以内/日（非常勤職員は1日の勤務時間数から5時間45分を減じた時間数の内）	
取得単位：30分		取得単位：30分	
—		②第2号部分休業	
		範囲： <u>77時間30分/年</u> （非常勤職員は1日の勤務時間数に10を乗じた時間）	
		取得単位： <u>1時間</u>	



職員は、①②のいずれかを選択して取得可能（特別の事情（配偶者の入院等）があれば変更可能）

○部分休業を取得することができない職員

	(現 行)	(改 正 後)
職員	・ 育児短時間勤務職員	・ 育児短時間勤務職員
非常勤職員	・ 勤務日数が週3日以上、 <u>1日あたり勤務時間数が6時間15分以上でない職員等</u>	・ 勤務日数が週3日以上でない職員等※

※なお、改正後も1日あたり勤務時間数が6時間15分以上でない職員は、①を取得できない。

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第27条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第27条第2項中「非常勤職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第27条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第27条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第27条の4 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第27条の 5 法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第28条中「部分休業」を「法第19条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第29条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第29条 法第19条第 6 項において準用する法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合の改正後の条例第27条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

令和 7 年 6 月 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことに伴い、部分休業の承認に係る規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。